

平成 30 年 6 月 12 日現在

機関番号：12613

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K03194

研究課題名(和文)消費者契約法のフロンティア

研究課題名(英文)Frontiers of Consumer Contract Law

研究代表者

角田 美穂子 (Sumida, Mihoko)

一橋大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：10316903

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、消費者契約法を取り巻く現代的課題のなかから、従来の理解にパラダイム転換を迫る要素を含んでいる2つの問題、すなわち、(1)適合性原則の新たな展開と(2)人の行為の機械化がもたらす法的課題に焦点を絞り、検討を加えた。(1)については、投資信託の販売・勧誘をめぐるフィデューシャリーデューティとの関係やプロ顧客への適合性原則の適用に検討を加えた。(2)については、電子化した取引システムを提供する証券取引所の法的責任について国際共同研究をおこなったほか、ロボット工学者とタッグを組んで、ロボットやAIといった技術が社会に浸透することによって引き起こされる法的課題と問題点の整理を行った。

研究成果の概要(英文)：Amongst others two specific topics, which could have fundamental impact, have been discussed. First, the frontiers of "Suitability Principle": what kind of legal meaning could the "fiduciary duties" have, which recently Financial Services Agency uses in the context of new style of financial supervising. Second topic is what kind of legal problems could happen, when a human-task is replaced by machines? But before we discuss, we have to know what is happening. For this reason, we, together with robotics researcher, run a serie of three way conversations with 8 professional guests and publish a book. And as an applied question, together with german scholars, we have discussed a liability problem of the Stock Exchage with e-trading system.

研究分野：民法法学

キーワード：適合性原則 フィデューシャリーデューティ プラットフォーム 民事責任 証券取引所

1. 研究開始当初の背景

(1) 研究代表者は、顧客の契約目的・人的属性(取引経験、知識、財産状態)に適合しない商品を勧誘・販売してはならないという「適合性原則」に関心をもち、『適合性原則と私法理論の交錯』(商事法務・2013年)を上梓した。適合性原則は、もともとはアメリカの証券取引の自主規制や監督ルールであったものが、わが国においては金融商品取引一般のみならず、消費者法の領域にまで立法化が及び、さらには、消費者契約法という民事ルールとしての導入可能性も模索されていた。同書は、ドイツ・ヨーロッパ法の120年余りの展開を追うことで適合性原則の要諦は、顧客の法的保護は自己決定を可能とするような情報提供義務を事業者に課すことによって図られ、かつ、それで十分であるとの「情報提供モデル」の限界を補完する点にあること、同原則は歴史的にも監督ルールと民事ルールが密接に絡み合いながら発展を遂げてきたこと、そして、同原則を実現させる民事ルールは単一である必要はなく複層的に考えるべきことを明らかにした(その成果が評価され、2016年3月に第2回津谷裕貴・消費者法実務実践賞の学術賞を受賞、今後の展望につき、受賞記念スピーチを行った。(雑誌論文参照)。しかし、金融危機以降の抜本的な法制度改革の詳細は、EUでも日本でも未だ明らかになっておらず、また、わが国では、120年ぶりの民法(債権法)改正論議も進行中であった。

(2) 2005年12月8日に発生したみずほ証券ジェイコム株式誤発注事件(みずほ証券が顧客の委託を受けて「61万円1株」の売り注文をすべきところ「1円61万株」の売り注文を発してしまい、その直後に取消注文を出したが株式売買システムに欠陥があったために取消処理がなされず、みずほ証券が自己勘定で取引を対当させることによって事態の收拾を図ったために400億円もの損失が発生した)を受け、みずほ証券が東京証券取引所に損害賠償を請求する訴訟を提起した裁判において、研究代表者が東京高等裁判所に提出した鑑定意見を執筆するにあたり、ドイツ人研究者に協力を仰いだことがあった。

その後、2013年7月24日に下された東京高裁の判決が確定したこともあって、判決の紹介と検討をドイツ語で行い、ドイツ人研究者と意見交換を開始したところであった。

2. 研究の目的

本研究は、消費者契約法を取り巻く現代的課題のなかから、従来の理解にパラダイム転換を迫る要素を含んでいると考えられる2つの問題に焦点を絞り、そこに新たな議論枠組みを提示することを目的とする。

具体的には、①金融危機後の法制度改革をはじめ、金融サービスや消費者保護の領域でダイナミックな「適合性原則」の展開を追いつつ、同原則を実現する民事ルールの可能性

を追究すること、②人が行ってきた行為を機械が代替した場合、取引の電子化がもたらす法的課題を明らかにし、問題点を整理することである。

3. 研究の方法

①「適合性原則」の新たな展開

わが国とヨーロッパ・ドイツの金融規制改革の動向と、民事損害賠償訴訟の動向を追うことを通じて、拙著『適合性原則と私法理論の交錯』で提示した理論枠組みを、よりわが国の実情に即した形で展開することを試みることにした。

②人の行為の機械化、取引の電子化がもたらす課題

(1) 取引参加者に電子取引システムによる証券取引をさせている証券取引所の法的責任について、ドイツの研究者と国際共同研究を行った。具体的には、日本で起きた誤発注に端を発するシステム障害により巨額の損失が発生した事件がドイツで起きた場合、誰がいかなる法規範を根拠に責任を問われるのかをシミュレートし、両国の法制度や解釈論を比較検討した。

(2) ロボットやAIと共存する社会が到来しつつあるという感覚も、広く、深く共有されるようになってきたが、そもそも何が起きているのか、その全景を見通すことすら極めて難しい。そこで、ロボット工学者とタッグを組み、新しい技術、それを受け入れている現場、社会の制度に精通している8人のゲストに、何が起きているのか、どのような課題に直面しているのかを率直に語ってもらうリレー鼎談を行い、それを編集して、書籍として刊行する、という方法をとった(図書)。

4. 研究成果

①「適合性原則」の新たな展開

(1) 投資信託の販売・勧誘に関する私法上の問題

この間、わが国の金融監督法に「フィデューシャリーデューティ」「顧客本位の業務運営に関する原則」といった新しい概念が登場するなどの大きな変化が生じた。とはいえ、これらは、人口の減少、高齢化が進むなかで、国民の安定的な資産形成を実現する資金の流れへの転換が重要な政策課題として重要視されているもので、本研究の問題意識とも通底するものを含む。そのようななか金融法学会が2015年10月のシンポジウムのテーマとして「投資信託をめぐる法的諸問題」を取り上げ、研究代表者が「投資信託の販売・勧誘に関する私法上の問題」について問題提起を拝命したことは、新たな段階に入った監督ルールと民事ルールの関係についての一つの試論を提示する機会となった(学会発表、報告原稿が、関連原稿が)。

その要諦は次の通りである。投資信託は、少額の投資であっても分散投資が可能であると同時に、海外投資や多様な金融技術など

へのアクセスも可能にするという意味で、個人の金融資産を貯蓄から投資へと振り向け、金融資本市場の裾野を広げる呼び水となることが期待された投資形態と行うことができる。こういった投資信託の特性は、従来の投資商品が想定していたような平均的な投資家像に必ずしも収まりきらないような、より保護の必要性の高い消費者類似の顧客層を出現させる。また、投資信託は、運用に関する判断を専門家に委託することを必然的に伴う。こういった顧客層への配慮と、投資信託の特性に即した責任のあり方を探る必要が生ずることを踏まえて、適合性原則・説明義務の解釈適用を行っていく必要がある。ポイントは、投資信託への投資判断という投資判断自体が、販売者との関係のみならず投信委託会社との関係をも生じさせること、そして、投信委託会社は販売・勧誘を直接担っているわけではないが、その商品を開発・組成し、運用判断を委ねられる立場にあることである。こういった立場の投信委託会社が真に顧客のために行動しているかを問う、フィデューシャリーデューティはここにも関わると考えられるが、これを私法上の問題としてどのように受け止めるべきかという問題も生ずる。

こういった問題を含むと目される先駆的な民事裁判例として、わが国の投資信託市場を席捲してきた毎月分配型投資信託の分配金に元本払戻しが含まれていることについての説明がなかったことを問題として、投資信託の販売者と投信委託会社の民事責任が争われた事件が現れ、しかも興味深いことに、一審と控訴審とで判断が分かれた。この裁判例を取り上げながら、控訴審の説明義務に関する判断には、投資信託の特性や新たな顧客層にも配慮したとも言いうるような新たな法理が萌芽的にみられること、ただし、その損害賠償責任が認められるとすれば「損害」概念に変容が生ずる可能性を指摘するとともに、投資信託の販売・勧誘資料を作成し、商品を組成している投信委託会社の目論見書責任と説明義務との関係について見取図を提案した。

この研究は、その後、投資家保護の実務の最前線において民事判例法律を開拓してきた実務家の全国研究会にて基調講演を乞われたことから、一定のインパクトがあったと考えている(学会発表)。

(2) プロ顧客を相手とする場合の適合性原則・説明義務の考え方

研究代表者は、リテール顧客を念頭に「適合性原則」の研究を進めてきたが、顧客がプロに相当する場合の金融機関の説明義務違反を扱った最高裁判決が現れ、これについて検討を加えた(雑誌論文)。

これは、武富士が「実質的ディフィーゼンス」を実現するスキームの提案をメリルリンチ日本証券に要請したところ、仕組債を組み込んだ取引を提案し、当該取引で巨額の損失

を被ったために、武富士がメリルリンチ日本証券とインターナショナルを説明義務違反と金融商品組成上の注意義務違反に基づく損害賠償を請求したものである。武富士は、現行のプロ・アマ区分によればプロに相当するために、監督ルール上は適合性原則や説明義務といった行為規制の適用は排除されるとともに、特別民事ルールである金融商品販売法によっても説明義務の適用が排除されるうえ、この事件はこのプロ・アマ区分法制の施行直前に起きたものであった。

武富士側が、一般民事ルールである信義則上の説明義務に基づく不法行為責任(民法709条)という法律構成に拠ったことや、プロ・アマ区分法制との関係については、様々な理解が示されていたなかで、雑誌論文は、広義の適合性原則と金融商品販売法、一般民事ルールとしての信義則上の説明義務違反に基づく不法行為責任との関係について、見取り図を示した。すなわち、今回の最高裁判決は、取引的不法行為のなかでも取引上の自己決定権侵害による「原状回復の損害賠償」がみとめられている「契約締結にかかる説明義務」の判断基準について金融商品販売法3条1項・2項に重要をもたせた意味をもつことを明らかにするとともに、武富士の属性や本件取引が武富士側から実質的ディフィーゼンスを実現させるという目的を指定し、メリルリンチ側がそれに沿った行動をとったという意味で、金融商品販売法3条7項相当の顧客による保護の放棄があったと評価したものであるとの理解である。この理解は、民法改正論議のポイントを解説した図書、「取引における自己決定権の法的保護」のスキーマについて試論を提示した雑誌論文、雑誌論文を下敷きに、発展させたものである。

(3) 適合性原則と「脆弱な消費者」

EU消費者法において高度な法的保護を必要とする人的集団に用いられるようになっている「脆弱な消費者」について、法的規範として論ずる可能性を追求したドイツ人研究者の先駆的研究を訳出した(雑誌論文)。

わが国では民法改正論議のなかで消費者契約法の統合が見送られ、さらには民法90条の公序良俗論の現代化として暴利行為の明文化までもが見送られたなか(図書の18~19頁参照)、消費者契約の改正作業が進められ、その成果は部分的とはいえ、過量販売取消権の導入に結実した(消費者契約法4条4項)。同規定は、合理的な判断をすることができない事情がある消費者に対し、事業者がその事情に付け込んで不要な物品を大量に購入させるなどした消費者被害に対応したものであるが、「合理的な判断をすることができない事情を利用」した「つけこみ型」勧誘によって契約を締結させられた場合に、契約を取消す権利を消費者に認める必要性が認知されるにあたり、同論文は、法的議論を先導する役割を果たしたといえると考えて

いる(消費者委員長・河上正二「成年年齢引き下げと若年消費者保護について」法律時報2017年2月号、管富美枝『新消費者法研究 脆弱な消費者を包摂する法制度と執行体制』成文堂・2018年)28頁にて引用)。

②人の行為の機械化、取引の電子化がもたらす課題

(1) 取引所の法的責任に関する国際共同研究

この国際共同研究は当初の予定より時間を要したものの、この間のEU・ドイツおよび日本の金融法制改革(2018年1月施行)を踏まえたうえで、ドイツと日本で同時に公表することができた(雑誌論文)。検討の結果、明らかになったことは次の通りである。

市場の構造という点で、取引量が圧倒的優位を誇る「取引所」である東京証券取引所とフランクフルト証券取引所とは似ている(対照的なのはアメリカにおけるニューヨーク証券取引所)。

しかし、日本とドイツとでは、誤発注とシステム障害によって問題が発生した場合に適用される法規範はその構造からして大きく異なっている。ドイツでは証券取引法と取引所法の2つの法律での規律がなされているのに対し、日本では金商法のみである。また、ドイツの証券取引所は、組織も州の公法上の営造物である「取引所」と私的な「取引所運営者」の二重構造であるのに対し、日本では「取引所」のみで、これは古くから私企業(公法人となったのは戦時中のみ)である。また、発生した問題を争う裁判の管轄もドイツでは行政裁判所と通常裁判所とに分かれるが、日本では通常の裁判所のみで、監督機関もドイツは連邦金融監督庁と州の取引所監督庁の二重構造なのに対し、日本では金融庁のみである。

本研究では、誤発注に端を発するシステム障害が発生した場合に、問題となる義務違反を3つに分類して検討を加えた。すなわち、(a) 欠陥ある取引システムを利用させたこと、(b) 振れ幅の大きな状況下で取引を継続させたこと、(c) 不適正市場価格で成立した取引を維持したことの3つである。

日本では、(a)(b)(c)すべてが取引所の契約・不法行為法上の責任の問題となり、同じ裁判で争われ、監督懈怠による国家賠償責任の可能性は例外的にしか問題とならない(ほばない)。

これに対してドイツでは、(b)と(c)について州政府の賠償責任(国家賠償)が問題となり、これは通常の裁判管轄にくわえ、公法上の利用関係である「取引所」利用関係上の過誤についても国家賠償の問題となり、後者は行政裁判所の管轄となる。他方、(a)については、「取引所運営者」が私法上の電子取引利用契約違反の責任を問われ、これは通常の裁判管轄である。

日本では(a)(b)(c)いずれについても免責の可能性を肯定したが、ドイツでは(b)(c)国家賠償については契約・諸規程による制限・

免除は限られた範囲でしか認められない(フランクフルト取引所でも同旨)。(a)について「取引所運営者」は私法上の利用契約に免責条項を置いているが本質的債務については免責を認めていない。過失相殺は日本・ドイツとも肯定。日本で新たに導入された事後的な約定取消し制度は、解決策として正当と評価することができるが、本研究の分析に照らせば、上記3つの問題のうち(c)の問題解決を狙ったにすぎないともいえる。

この論文の意義・インパクトとしては、以下の3点があると思われる。第1に、本稿は電子取引システムを提供する証券取引所と取引所に参加する業者の関係を扱うものであるが、これは日本では私企業間の契約であるがドイツでは公法・私法関係の混合であり、国境を容易に超える金融サービスの領域において、プラットフォームの法的性質がこれほどドメスティックな色彩が濃いものであることを明らかにした国内外で初めての本格的な研究である点。第2に、第1点故に競争環境の変化を踏まえて検討されている証券取引所の改革論議にも一石を投じる可能性があること、そして、第3に、金融監督上の過誤による国家賠償責任や、証券取引所の規則や受託契約準則の法規範性など、わが国ではあまり議論の蓄積がない論点を扱っている点である。

(2) ロボット・AI がもたらす法的課題

ロボット工学者とタッグを組んで行ったリレー鼎談を編んだ書籍を刊行した(図書)。リレー鼎談の第1回では数学・論理学者をゲストに迎えて「AI技術の今」を、何が問題かを具体例に即して話して頂き、第2回では、労働経済学者をゲストに人は機械に仕事を奪われるのか、第3回では情報法学者を迎えて、IoT、ビックデータ時代のプライバシーを論じた。続く第4回では、商法学者をゲストにGPSなどのGNSS提供事業者の法的責任のあり方や保険との関係を「法の経済分析」の手法で論じ、第5回では、ロボット演劇の劇作家をゲストに、ロボット演劇の問いかけるものと、劇作家の視点からみたAI創作物の法的保護を論じてもらった。金融系シンクタンクの研究員がFinTechを論じた第6回、投資信託の現場におられる立場からロボット投信のインパクトを論じてもらった第7回、医師でありながら医事法・民法学者でもあるゲストに医療・介護ロボットと法について論じてもらった第8回によって、「ロボットと生きる社会」を考えるうえで必要な領域を、全てではないもののある程度は網羅することができた。

図書 は、これら一連のリレー鼎談を通して得られた知見をもとに、AI・ロボット社会のインフラと法的責任論、統計的手法に依拠したAIの社会実装が孕む問題点と法的課題の整理、人が行ってきた業務を機械で行うことになった「機械代替」への法的アプローチの道筋の整理、そして、ロボット・AIとの共

存のあり方について、試論を提示した。幸いにも同書は、J-CAST (<https://www.j-cast.com/trend/2018/04/26327072.html>)、2018年4月29日付読売新聞と東京新聞で紹介していただき、小塚壮一郎「AI法を論ずるためにAIの可能性と限界を知る」金融法務事情2090号36頁において書評が掲載される等、一定の評価を得ることができたように思われる。

リレー鼎談主催の副産物として、ロボアドバイザー提供業者の法的義務、ロボアドバイザーについてフィデューシャリーデューティをどのように論ずればよいのかについて、クロードではあるが学会発表を行った(学会発表)。その後、研究代表者は2018年度の金融法学会の「フォンテックと金融商品取引法」をテーマとするシンポジウムにおいて同テーマの報告を拝命したこともあって、同テーマにつき引き続き、研究をおこなっている。

もう一つの副産物として、AI・ロボット社会のインフラと法的責任論で論じたプラットフォーム提供者の責任論という視点から、近時の裁判例に検討を加える機会も得た。スマートフォン紛失を契機に、スマートフォンにインストールした電子マネーサービスが不正使用された事案に関する東京高裁判決の判例批評がそれである(雑誌論文)。プラットフォームの法的性質については、政府各所においても検討が進められており、研究代表者も、研究を継続・発展させていくことを予定している。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 15 件)

ハラルド・バウム、アンドレアス・マーティン・フレックナー、角田美穂子、電子取引システム障害についての証券取引所の法的責任 みずほ証券誤発注事件を契機とする独日比較法研究、NBL(掲載決定(印刷中))、2018年、掲載号未定)、査読無

Harald Baum, Andreas M. Fleckner, Mihoko Sumida, Haftung für Pflichtverletzung von Börsen: Deutschland und Japan im Vergleich, *Rechts Zeitschrift*, Vol. 82, Heft 3, 2018 (Forthcoming); Max Planck Private Law Research Paper No. 17/22. Available at SSRN: <https://ssrn.com/abstract=3082811>, 査読有

角田美穂子、プリペイド型電子マネーを登録したスマートフォン紛失に端を発する不正使用リスク分担(東京高判平29年1月18日)、民事判例16(2017年後期)、2018年、74 - 77 頁、査読無

角田美穂子、仕組債を運用対象金融資産と

する信託契約を含む一連の取引を証券会社と顧客が締結した際に、証券会社に説明義務違反があったとは言えないとされた事例(最高裁判決平28・3・15)、判例時報、2359号、2018年、171 - 178 頁、査読無

角田美穂子、委任、片山直也・潮見佳男・千葉恵美子・山野目章夫編『詳解 改正民法』(商事法務、2018年)図書所収論文、513 - 520 頁、査読無

角田美穂子、契約締結にかかる説明義務違反(最高裁平成23年4月22日第2小法廷判決)、窪田充見・森田宏樹編『民法判例百選 債権』、別冊ジュリスト238号、2018年、10 - 11 頁、査読無

ノルベルト・ライヒ著、角田美穂子訳、EU法における『脆弱な消費者』について、一橋法学、15巻2号、2016年、507 - 529 頁、査読無

角田美穂子、適合性原則と私法理論の交錯 テーマとの出会いとこれから、現代消費者法、2016年、31号、50 - 52 頁、査読無

角田美穂子、毎月分配型投資信託の販売・勧誘時の説明義務違反に基づく民事責任(東京高判平27・1・26)、民事判例XI(2015年前期)、2015年、86 - 90 頁、査読無

角田美穂子、取引における自己決定権の法的保護 金融商品取引を中心に、現代不法行為法研究会(潮見佳男、田中洋、中原太郎、吉政知広、窪田充見、山本敬三、山本周平、村田健介、角田美穂子、米村滋人、長野史寛、橋本佳幸、大塚直、前田陽一、松久三四彦、手嶋豊)『不法行為法の立法的課題』所収論文、別冊NBL155号、2015年、145 - 161 頁、査読無

角田美穂子、投資信託の販売・勧誘に関する私法上の問題、金融法務事情、2023号、48 - 56 頁、2015年、査読無

〔学会発表〕(計 3 件)

角田美穂子、ロボアドバイザーにおけるフィデューシャリーデューティの考え方、第1回金融私法市場のあり方に関する産官学フォーラム『ロボアドバイザー等の資産運用型FinTech サービスとフィデューシャリーデューティ』、2017年6月1日、招待講演、東京大学公共政策大学院 <http://www.pp.u-tokyo.ac.jp/CMPP/forum/2017-06-01/>

角田美穂子、投資信託の販売・勧誘に関する私法上の問題、全国証券問題研究会第52回全国研究会(招待講演)、2017年3月10日、

名古屋・国際ホテル(講演録「先物取引・証券取引被害研究」47号34 - 45頁に掲載)

角田美穂子、投資信託の販売・勧誘に関する私法上の問題、金融法学会シンポジウム「投資信託をめぐる法的諸問題 報告2」、2015年10月12日、京都大学(記録は「金融法研究」32号67 - 76頁に掲載)

〔図書〕(計 2 件)

角田美穂子・工藤俊亮編著、新井紀子、川口大司、小向太郎、森田果、平田オリザ、大崎貞和、望月衛、米村滋人、ロボットと生きる社会 法はAIとどう付き合う?、弘文堂、2018年、全508頁、査読無

大村敦志・道垣内弘人編著、石川博康、大澤彩、加毛明、角田美穂子、筒井健夫、幡野弘樹、吉政知広著、解説 民法(債権法)改正のポイント、有斐閣、全540頁(pp.12-31, pp.373-393, pp.421-432)、査読無

6. 研究組織

(1) 研究代表者

角田 美穂子 (SUMIDA, Mihoko)
一橋大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：10316903